

投資信託説明書(交付目論見書)

平成22年8月11日

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類

属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付債))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	9兆4,826億20百万円
	(平成22年5月末現在)

- 本文書により行なう「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏^{あんず}の実^み）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成22年8月10日に関東財務局長に提出しており、平成22年8月11日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

- オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等^(※)に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

■ファンドの特色



1 オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等^(※)に投資します。

(※)「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。

- ◆ 投資する公社債等は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとしします。

例えば、オーストラリア国債（国債）、ニュージーランド国債（国債）、ニュー・サウス・ウェールズ財務公社債（州債）、国際復興開発銀行債〔世界銀行債〕（国際機関債）、ドイツ復興金融公庫債（政府機関債）などをいいます。

※上記は、あくまで例示であり、実際に投資するとは限りません。

※括弧内は、「運用実績」における「債券種別構成」での分類を記載しています。

- ◆ オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。

当ファンドは、オーストラリア・ドル建資産の比率が、ニュージーランド・ドル建資産に比べ、大きくなる傾向があります。

- ◆ 金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。



◆ ハイグレード・オセアニア・債券・オープン（毎月分配型）

①

②

③

④

⑤

①ハイグレード → 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。

②オセアニア → オーストラリア、ニュージーランドの通貨建て

③債券 → 英語で「債券」を意味します。

④オープン → 「追加型」の投資信託です。

⑤毎月分配型 → 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます※。

◆ 愛称：杏の実（あんずのみ）

①

②

①あんず → Australia (オーストラリア)

New Zealand (ニュージーランド)

②み → 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます※。

※あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ファンドの目的・特色



2 公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上※とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合
高い↑	Aaa	AAA	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA, AA- }	AA { AA+, AA, AA- }
低い↓	A	A	A
	Baa	BBB	BBB
	Ba	BB	BB
	B	B	B
	Caa	CCC	CCC
	Ca	CC	CC
	C	C	C
		D	D

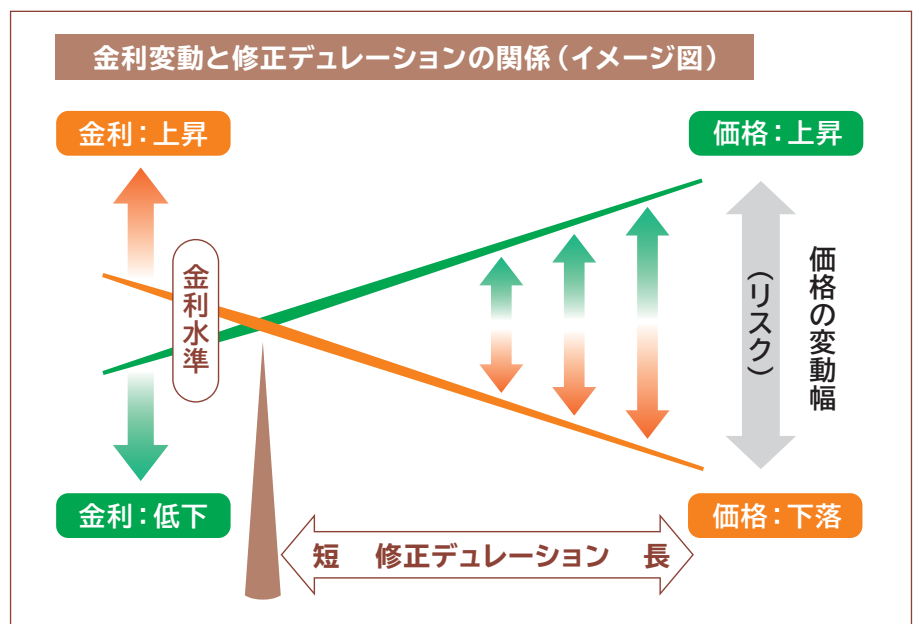
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、フィッチ・レーティングスといった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチ・レーティングスでAA-以上

◆ 公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。

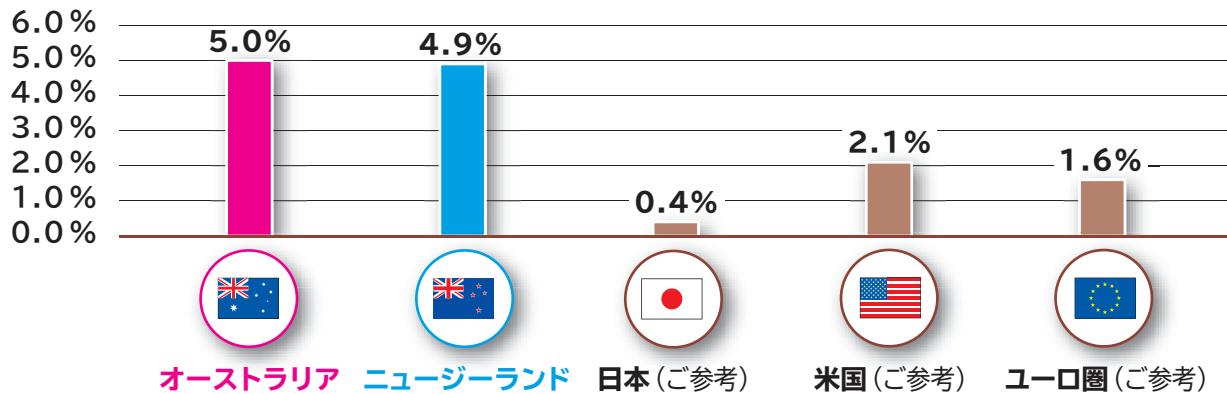
修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



各国の5年国債利回り

(2010年5月末現在)



(出所) ブルームバーグ

- ※日本 (円)、米国 (米ドル)、ユーロ圏 (ユーロ) は投資対象通貨ではありませんが、参考までに表示しています。
- ※外貨建資産には為替リスクがあります。表示の利回りは税引前です。
- ※5年国債で運用することを示唆するものではありません。
- ※当ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆するものではありません。
- ※ユーロ圏はドイツ国債の利回りを使用しています。

オーストラリアの天然資源産出量世界順位とシェア

(2008年)

鉄鉱石		金		ボーキサイト (アルミニウムの原料)		チタン鉄鉱		ダイヤモンド (工業用)	
1位	中国	1位	中国	1位	オーストラリア (30%)	1位	オーストラリア (23%)	1位	コンゴ民主共和国
2位	ブラジル	2位	米国	2位	中国	2位	南アフリカ	2位	オーストラリア (21%)
3位	オーストラリア (15%)	3位	オーストラリア (10%)	3位	ブラジル	3位	カナダ	2位	ロシア
4位	インド	4位	南アフリカ	4位	インド	4位	中国	4位	ボツワナ
5位	ロシア	5位	パルー	5位	ギニア	5位	インド	4位	南アフリカ

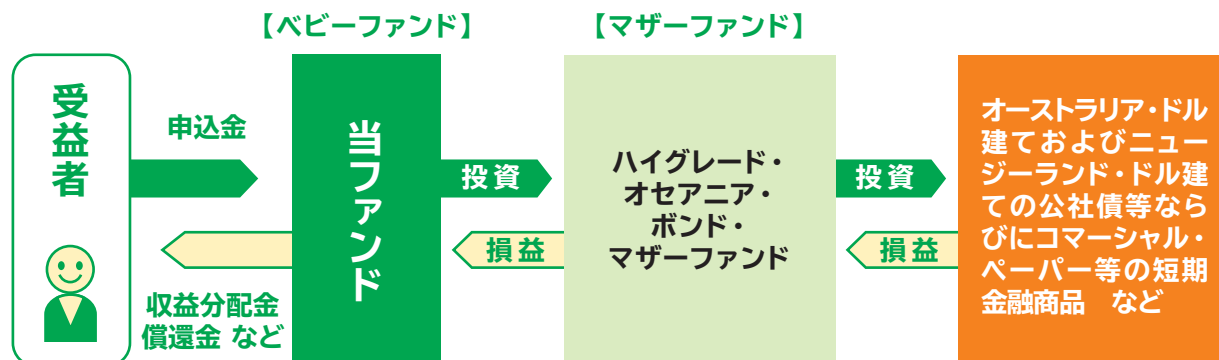
(出所) USGS (米国内務省地質調査所)

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資家のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。決算日は、毎月15日（休業日の場合翌営業日）です。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

収益分配のイメージ



- 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限りません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■基準価額の変動要因

- ◆当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〈主な変動要因〉

公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■リスクの管理体制

- ◆委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。



運用実績

2010年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,427円
純資産総額	7,393億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月	-10.2%
3カ月	-1.4%
6カ月	-0.3%
1年間	6.6%
3年間	-9.5%
5年間	15.4%
設定来	28.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 755円 設定来分配金合計額: 5,035円

決算期	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
	09年6月	09年7月	09年8月	09年9月	09年10月	09年11月	09年12月	10年1月	10年2月	10年3月	10年4月	10年5月
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	65円	65円	65円	65円	65円	65円	65円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

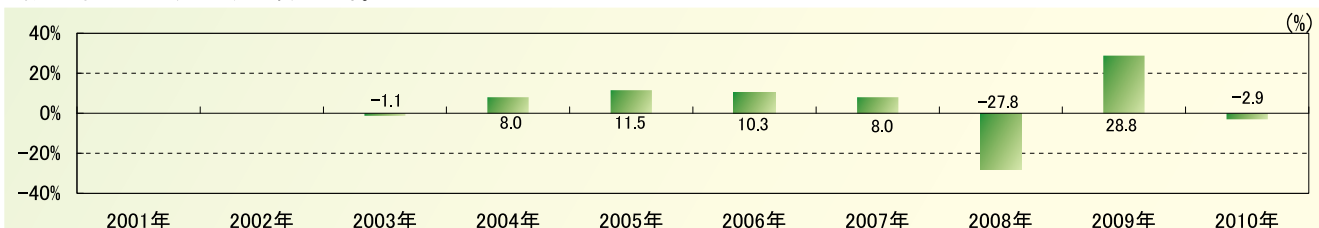
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率	
外国債券	92	95.4%	豪ドル	93.9%	直接利回り(%)	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	2010/12/01	5.8%	
			ニュージーランド・ドル	6.1%	最終利回り(%)	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	2011/04/15	5.6%	
コール・ローン、その他		4.6%	日本円	0.0%	修正デュレーション	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	2013/05/15	5.1%	
合計	92	100.0%			残存年数	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	2017/03/01	3.7%	
債券種別構成		比率			格付別構成	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	2013/05/01	3.3%	
州債		45.9%			AAA	100.0%	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	2013/06/15	3.1%
国際機関債		20.9%			AA	-	QUEENSLAND TREASURY CORP.	2012/04/16	3.0%
政府機関債		15.1%			A	-	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	2023/05/01	2.7%
国債		13.4%			BBB	-	EUROPEAN INVESTMENT BANK	2019/08/07	2.6%
					BB以下	-	QUEENSLAND TREASURY CORP.	2013/08/14	2.3%
合計		95.4%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	37.3%	

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2003年は設定日(6月13日)から年末、2010年は5月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シドニー先物取引所の休業日 (注)お申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したものを)
購入の申込期間	平成22年8月11日から平成23年8月9日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限(平成15年6月13日当初設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月15日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。
信託金の限度額	1兆5,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 ご購入時の申込手数料の料率の上限は、 2.1%(税抜2.0%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して年率 1.3125%(税抜1.25%) ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。		
	〈運用管理費用の配分〉	委託会社	販売会社(※)
	500億円未満の場合	販売会社および受託会社への配分を除いた額	年率0.735%(税抜0.70%)
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.7875%(税抜0.75%)		
1,000億円以上の場合	年率0.84%(税抜0.80%)		
その他の費用・手数料	(※)「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称:杏 ^{あんず} の実)」および「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(年2回決算型)(愛称:杏 ^{あんず} の実(年2回決算型))」の各販売会社の取扱純資産総額の合計額に応じて 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成22年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

